

パブリックコメント を実施します

パブリックコメントとは、市の基本的な政策や計画などを立案する過程において、その案を広く公表し、市民の皆さんから寄せられた意見を考慮し、市として意見交換することも、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。

①第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）

本市では、平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少・少子高齢化への対応、地域経済の活性化に向けた取り組みを推進する

ため、平成27年度に「富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取り組みを進めてきました。
このたび、同戦略の期間満了に伴い、「第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案をまとめました。

②富田林市学校教育施設長寿命化計画（素案）

本市では、公共施設などの「総量の最適化」「長寿命化」「ライフサイクルコストの縮減」など、効率的・効果的な維持管理を推進することを目的に、平成28年3月に「富田林市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

この計画を踏まえ、本市学校教育施設についても、中長期的な維持管理などに係るトータルコストの縮減や学校教育施設に求められる機能・性能を確保するため、「富田林市学校教育施設長寿命化計画」の素案をまとめました。

◇意見などの募集期間 いずれも4月26日(月)～5月20日(木)

◇素案の閲覧方法 いずれも4月26日(月)～、市役所（都市魅力課および①は政策推進課、②は教育総務課）、金剛連絡所、中央・金剛図書館、中央・金剛・東公民館、人権文化センター、Topic（きらめき創造館）、すばるホール、レインボーホール（市民会館）、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリーまたは市ウェブサイト（パブリックコメントのページ）でご覧いただけます

◇意見などの提出方法 いずれも5月20日(木)（消印有効）までに住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファクス、Eメールで①は☎584-8511常盤町1の1政策推進課〔FAX(20)0200・Eメールplan@city.tondabayashi.lg.jp〕、②は☎584-8511常盤町1の1教育総務課〔FAX(26)2300・Eメールkyouikusomu@city.tondabayashi.lg.jp〕へ

※直接持参も可。電話での受け付けはできません。なお、提出されたご意見は、反映できるように検討させていただきますが、個別に回答できませんのでご了承ください。

問い合わせ ①は政策推進課（内線514）、②は教育総務課（内線366）

市アドプト・ロード・プログラム登録団体募集

市アドプト・ロード・プログラムとは、市が管理する道路などの一定区間を、地元町会（自治会）などのボランティア団体や企業などに、清掃・緑化などの美化活動を継続的に実施していただき、地域の環境美化に取り組む事業です。
市が管理する道路などを継続的に美化活動していただける団体は、ご相談ください。

問い合わせ 道路交通課
(内線412、414)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下表のイベントなどが中止となります

皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

とき	中止となるイベントなど	問い合わせ
4月	緑化フェア&植木市	農とみどり推進課 (内線424)
8月	姉妹都市アメリカ・ベスレヘム市への交換学生派遣	人権・市民協働課 (内線473)



避難行動要支援者名簿に登録を

災害時の避難行動要支援者対策として、高齢や障がいなどで自力で避難することが困難な場合に本人の申し出などにより「避難行動要支援者名簿」に登録し、支援が必要な人の情報を適切な情報管理のもと、地域の支援組織に提供し、いざというときに備えていただく取り組みを進めています。

同名簿への登録を希望する人は、増進型地域福祉課または地域の民生委員・児童委員までご連絡ください。

問い合わせ 増進型地域福祉課（内線275）

災害による被害を最小限に ～五軒家地域に自主防災会が誕生～

このたび、五軒家地域において、自然災害による多くの犠牲への危機感と防災が重要であるとの認識から、自主防災会が結成されました。

今後、日頃の防災活動や地域で発生した災害へのいち早い対応など、地域防災の柱として住民の安全を確保するための活発な活動が期待されます。



問い合わせ 市消防本部警備救急課 [☎(23)1125]

防災無線の放送内容が 電話で確認できます

本市では、防災無線から放送している防災情報を電話で確認できる防災情報音声案内サービスを提供しています。防災無線の放送が聞き取りにくい場合などは、次の電話番号へおかけください。
※通話料はかかりません。

■防災情報音声案内サービス

[☎0800(805)5653] (固定電話、携帯電話共通)

問い合わせ 危機管理室（内線9503）

総合福祉会館の駐車場が 利用しやすくなりました

総合福祉会館の駐車場拡張工事が完了しました。これまで、駐車可能台数が少ないことや、第2駐車場まで距離が長いことから、施設に隣接した駐車場を新たに整備しました。利用しやすくなった総合福祉会館をぜひご活用ください。

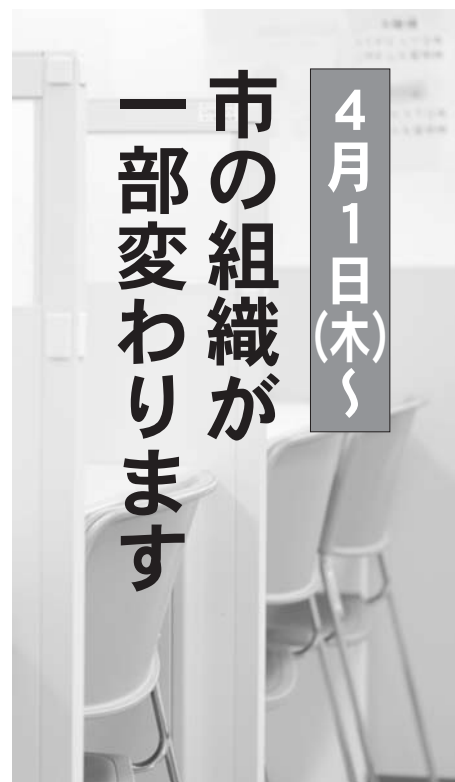
問い合わせ 総合福祉会館 [☎(25)8261]

4月1日(木)より、市の組織を一部変更します。これに伴い、増進型地域福祉・若者施策推進室が次の課に統合されます。

■**増進型地域福祉課**
地域福祉課と増進型地域福祉・若者施策推進室の一部（増進型地域福祉）に関する事務）を統合します。

■**生涯学習課**
生涯学習課と増進型地域福祉・若者施策推進室の一部（若者施策に関する事務）を統合します。

問い合わせ 政策推進課（内線514）



春の全国交通安全運動

交差点 青でも左右 確認を

4月6日(火)から15日(木)までの間「交差点 青でも左右 確認を」をスローガンに、春の全国交通安全運動

が実施されます。期間中、「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」「自転車の安全利用の推進」「歩行者等の保護を始めたとする安全運転意識の向上」「信号遵守の徹底」を重点に交通事故防止に向けた取り組みが全国で実施されます。

交通事故をなくすためには、一人一人が交通安全に対する意識を高め、基本的なルールを守り、安全な行動を実践することが大切です。交通事故に遭わないように一層の注意をお願いします。

問い合わせ 道路交通課（内線416）

「浸水想定区域」 が見直されました

大阪府により、市内を流れる河川の浸水想定区域などが見直されました。新しい浸水想定区域などは、大阪府ホームページ [http://www.pref.osaka.lg.jp/kansenseibi/keikaku/kouzushi.nso.html] をご覧ください。

また、これを受けて本市では、洪水・土砂災害ハザードマップを改訂する予定です。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 危機管理室（内線9503）

市営錦織住宅、市営甲田住宅、市営若松団地の入居者を募集

	住宅名/住所	交通機関	募集戸数	構造	間取り/建築年(募集対象者)
一般募集 (公営住宅)	錦織住宅/ 錦織南二丁目	近鉄長野線 滝谷不動駅下車 徒歩約20分	2戸	高層一部中層RC造 (エレベーター有)	3DK/H10築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯)
一般募集 (公営住宅)	甲田住宅/ 甲田三丁目	近鉄長野線 川西駅下車 徒歩約7分	1戸	中層RC造 (エレベーター無)	3DK/H5築 浴室あり・浴槽なし (2人以上の世帯)
一般募集 (公営住宅)	若松団地第3 住宅/ 若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約5分	1戸	高層RC造 (エレベーター有)	1DK/H28築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯) ※高齢者などの単身者可。
一般募集 (公営住宅)	若松団地第5 住宅/ 若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約5分	3戸	高層RC造 (エレベーター有)	3DK/R1築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯)
一般募集 (公営住宅)	若松団地第5 住宅/ 若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約5分	4戸	高層RC造 (エレベーター有)	2DK/R1築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯)

- 募集住宅・戸数など 左表のとおり
- 申込資格 次の全てに該当する人
- ①現在住宅に困っている人
- ②市内在住・在勤の人
- ③同居または同居しようとする親族(婚姻予定者、未届けの夫(妻)、パートナーシップ宣誓受領証を交付された人を含む)がある世帯
- ④公営住宅法に基づく収入

基準に合う人

- ・申込家族全員(申込者と同居人)の収入を含めた計算後の月収額が15万8000円以下の人
- ・公営住宅については、裁量階層世帯(高齢者、障がい者などの世帯)に該当する人で、計算後の月収額が15万8000円を超え25万9000円以下の人でも申し込みができます
- ⑤申込者が独立の生計を営む人で家賃、共益費を払うことができる人
- ⑥申込者および同居しようとする親族が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でない人
- ⑦過去に市営住宅に入居していた人は、現に家賃などの滞納がなく、かつ公営住宅法および富田林市営住宅条例に基づく明け渡しの請求を受けたことがない人

※詳しくは、申込書をご覧ください。

申込書の配布 4月1日(木)15日(木)(土・日曜日は除く)に、住宅政策課、金剛連絡所、人権文化センターおよび南河内府民センターにおよび配布

申し込み 4月1日(木)15日(木)(消印有効)に、指定の封筒で郵送

問い合わせ 住宅政策課(内線436、437)

第11回 特別弔慰金の申請を受け付け

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、特別弔慰金が遺族一人に支給されます。

請求期間 令和5年3月31日(金)まで

対象者 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

※弔慰金の受給権を取得した人がいない場合は、戦没者などの死亡当時の遺族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、戦没者と1年以上の生計関係があった三親等内親族)のうち先順位の人。

支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

※支給を受けるには、請求手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 増進型地域福祉課(内線275)

小規模修繕工事等契約希望者登録申請を受け付け

本市では、受注機会の拡大と地域経済の活性化を図るため、本市に入札等参加資格の申し込みをしていない事業者を対象に、次のとおり同申請を受け付けています。

※現在、登録済みの人は申請不要です。

対象者 市内に主たる事業所を有する個人事業者または法人で代表者が本市に居住しており、現在本市の建設工事の入札等参加資格者名簿に登録されていない人(その他、登録には一定の要件があります)

対象工事・修繕 1件の予定価格が130万円以下の工事または予定価格が50万円以下の修繕

登録業種 土木、大工、左官、電気、管、ガラス、板金、建具、塗装、内装、畳

登録の有効期間 令和4年10月31日(月)まで

申請方法 契約検査課に備え付けの申請書類に必要事項を記入し、☎584-8511常盤町1の1 契約検査課(内線476、477)へ送付または持参

※申請書類は市ウェブサイト(契約検査課のページ)からダウンロードもできます。

特定生産緑地の 指定に係る手続きは お済みですか

本市では、令和元年9月に特定生産緑地の指定申請に必要な書類を市内生産緑地（平成4年度〜6年度指定分）の所有者に送付し、指定希望申請などの受け付けをしています。
指定を希望するかしないかを判断し、どちらの場合でも受付期間内に手続きをお願いいたします。
※申請書類は市ウェブサイ
ト（都市計画課のページ）か

らもダウンロードできます。
受付期間
・平成4年度指定分は令和4年3月末まで
・平成5年度指定分は令和5年3月末まで
・平成6年度指定分は令和6年3月末まで
※受付期間を過ぎると特定生産緑地の指定が不可能となります。
問い合わせ 都市計画課
(内線451、453)

通訳付き・夜間の無料労働相談

職場での労働条件や賃金、残業代などの未払い、職場のいじめなどについて、日本語の理解が十分でない外国人市民が相談できるよう、「通訳付き」の労働相談を実施します。

また、労働者が相談しやすいよう、奇数月に「夜間」の労働相談を実施していますので、ぜひご利用ください。

●昼間相談日

とき 4月、6月、8月、10月、12月、2月の第2木曜日、午後2時～5時

ところ 市役所1階市民相談室

●夜間相談日

とき 5月、7月、9月、11月、1月、3月の第2木曜日、午後6時～8時

ところ 市役所地下90会議室

※第2木曜日が祝日の場合などは、相談日は翌日などに変更となります。

※通訳は、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語に対応できます。

申し込み 4月6日(火)～、商工観光課（内線481）へ（申し込み先着順）

※通訳付きの労働相談を希望する場合は相談日の1週間前までに予約してください。

働くことに関する無料相談

人権文化センター内にある市就労支援センターでは、「子どもの手も離れてきたし、そろそろ働きたい」「なかなか仕事が決まらない」「働きたいけど何から始めていいのか分からない」など就職について悩みや疑問のある人を対象に、就労支援コーディネーターによる無料相談を実施しています。

また、月1回（原則、第4火曜日）、市役所または金剛連絡所出張相談「お出かけ就労支援相談」も実施していますので、ぜひご利用ください。

※相談日程・時間・場所などは28ページ「今月の相談」をご覧ください。

問い合わせ 市就労支援センター〔☎(24)3700・FAX(25)5952〕

特設女性のための電話相談

新型コロナウイルス感染症に伴う心理的な不安が増す今、女性の不安や悩みに対応した電話相談を実施します。女性相談員と一緒に考えます。秘密は厳守し、匿名での相談もできます。

●特設女性のための電話相談〔☎(23)0567〕

とき 4月13日(火)、午前10時～午後8時

また、女性の悩み相談を、毎月実施しています（日程は28ページ参照）。土曜日にも実施していますので、平日は仕事などで相談できない人もぜひご利用ください。

問い合わせ 人権・市民協働課（内線474）

4月4日(日)、午前9時～正午

転入・転出・転居に関する手続きを 臨時で受け付けます

とき 4月4日(日)、午前9時～正午
ところ 市役所1階市民窓口課
※日曜窓口コーナーは、午

後0時45分からです。
取り扱い業務 住民異動届、印鑑登録、戸籍届（受け付けのみ）、住民票の写し・印鑑登録証明書など各種証明書の交付、パスポートの交付、マイナンバーカードの交付
※手続きに必要な持ち物など詳しくは、お問い合わせください。
※他市町村などへの問い合わせが必要な場合やマイナンバーカードを使う手続き、市民窓口課以外の手続きなど、一部取り扱いができない業務があります。
問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

マイナンバーカードの日曜交付

同カードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 4月4日(日)、5月2日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室（日曜窓口コーナー）

※4月4日のみ市民窓口課。

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

ひとり親の 養育費確保の支援が始まります

4月より、ひとり親家庭の人が、養育費を確実に受け取れるよう支援するため、公正証書などの作成にかかる費用や養育費保証契約を結ぶ際の保証料を補助します。

※いずれも、一人につき1回に限ります。

①公正証書等作成費用補助金事業

対象者 市内在住で、4月1日(木)以降に公正証書や調停証書などを作成したひとり親家庭の親

補助対象 公証手数料(養育費に関する部分)など

補助上限額 3万円

②養育費の保証促進補助金事業

対象者 市内在住で、児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にあり、4月1日(木)以降に養育費保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結しているひとり親家庭の親

補助対象 保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の保証料

補助上限額 5万円

※養育費の立て替えではありません。

※補助を受ける条件や申請方法など詳しくは、市ウェブサイトを(こども未来室のページ)をご覧ください。

お問い合わせ こども未来室 (内線204)

子ども食堂が新たに開設されました

市内の子ども食堂では、「バランスの良い温かい食事と居心地のよい地域の居場所」をモットーに、子どもたちに元気を与えようとそれぞれ特色のある取り組みをしています。

このたび、新たに子ども食堂として「カレー食堂」(寺池台)が開設されました。

本市では、地域における子どもの居場所として「子ども食堂」の運営に取り組む団体に対して経費の一部を補助するなどの支援をしています。



子ども食堂などの開設相談、子ども支援サポーターの登録など詳しくは、お問い合わせください。

●子ども食堂に寄贈いただきました

2月10日に株式会社フォトスタジオシミズより各子ども食堂にお米(10kg)とお菓子を寄贈いただきました。そのほか、たくさんの方々からも子ども食堂に食材を寄贈いただいています。

寄付や食材などの寄贈について詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ こども未来室 (内線283)



体罰などによらない子育てのために

児童福祉法などの一部改正により、しつけのために体罰をしてはならないことが法定化され、令和2年4月1日から施行されています。

「しつけ」は子どもが自立できるように社会のルールを教えることです。親はしつけのためと思っても、「身体への苦痛」「不快感を与える罰」を与えることは軽いものでも体罰に該当します。その行為の大きさに関係なく、子どもの視点になって考えれば、「痛い・怖い・怯える」ということになり成長の助けになりません。

子育てに悩んだら、気軽に相談してください。

相談窓口

- ・こども未来室 (内線206~208) (祝日を除く月~金曜日、午前9時~午後5時30分)
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル [☎189] (365日、24時間、無料)
- ・府富田林子ども家庭センター [☎(25)1131] (祝日を除く月~金曜日、午前9時~午後5時45分)

育児ヘルパー事業 をご利用ください

本市では、子育て家庭を支援するため、産前・産後の家庭に育児ヘルパーを派遣していますので、ぜひご利用ください。

対象者および利用期間 妊婦または出産後8カ月以内の産婦(多胎児の場合は出

産後12カ月以内)

利用回数 利用期間内に20回まで(多胎児の場合は40回まで)

※1日1回2時間以内。

利用時間 月々金曜日の午前9時~午後5時30分(祝日、年末年始は除く)

利用料 1時間あたり250円(住民税非課税・生活保護世帯は無料)

支援内容 食事の準備・後片付け、居室の掃除、洗濯、生活必需品の買い物、授乳の準備・サポート、沐浴補助、おむつ交換、兄弟の遊び相手、保育所などへの送迎の付き添い(保護者の同伴が必要)

利用申請 母子健康手帳を持って、こども未来室(内線205)へ

紙おむつを利用している 人（世帯）にごみシールを 追加交付します

乳幼児ごみシール

紙おむつを常時利用している3歳未満の乳幼児がいる世帯に、申請によりごみシールを追加交付します。
交付申請 4月1日(木)、該当する乳幼児の生年月日が確認できるもの（健康保険被保険者証、医療証など）を持って、環境衛生課または金剛連絡所で申請をしてください。
※申請は毎年必要です。

高齢・障がい者ごみシール

高齢や身体の障がいなどのため、紙おむつ、ストマ、腹膜透析液バッグを常時利用している人に、申請によりごみシールを追加交付します。

4月1日(木)～、プラスチック製容器包装のごみ収集が午前7時から変わります

4月1日(木)より、プラスチック製容器包装のごみ収集の開始時間が、午前7時から変わります。

プラスチック製容器包装以外の資源ごみ（カン・ビン・ペットボトル・牛乳パック）の収集については、引き続き、午前9時から収集します。

問い合わせ 環境衛生課（内線144）

4月より、し尿くみ取り手数料の支払い方法が変わります

4月分より、し尿くみ取り手数料の支払い方法が、納付書での支払いに変わります。4月1日(木)以降、くみ取り証紙は、使用できません。

残ったくみ取り証紙は、令和8年3月31日(火)まで環境衛生課で返金します。※4月16日(金)まで、返金の手続きを一時中止しています。

問い合わせ 環境衛生課（内線144）

市短時間非常勤職員（会計年度任用職員）を募集します

●子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）

子どもや保護者、または妊娠中の人に、個々のニーズにあった子育て支援施策を選択し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを利用してもらう手助けとして、子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）を募集します。

勤務時間 祝日を除く月～金曜日、午前9時～午後5時30分の間で4.75時間

勤務地 市役所

賃金 時給970円

申し込み 4月16日(金)までに、こども未来室に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、写真を添えて、こども未来室（内線203）へ

※申し込み方法など詳しくは、募集要領をご覧ください。
※申込用紙、同要領は子育て応援サイトTonTon (<https://ton-ton.jp/>) からダウンロードもできます。

- ◆ 交付申請 4月1日(木)、初めての申請には証明が必要です。環境衛生課、金剛連絡所に備え付けの申請書に「障がい者等日常生活用具給付等決定通知書」のコピーを添付するか、次のいずれかの人に証明を受けて、環境衛生課または金剛連絡所で申請をしてください
 - ◆ 医師（開業医、かかりつけ医など）
 - ◆ 地域の民生委員
 - ◆ 町総代（自治会長）
 - ◆ ケアマネジャー
 - ◆ ホームヘルパー
 - ※2年目以降、証明は不要ですが、申請は必要です。
- 問い合わせ 環境衛生課（内線144～146）

令和3年度

第1回

創業セミナーを開催

本市では、市内での創業を考えている人を対象に、市創業支援事業を実施しています。
今年度も本市と羽曳野市の2会場で4回に分けて、創業に関するノウハウが無料である「創業セミナー」を開催します。

また、各回の全日程を受講し、証明書が発行された人は、創業する際にさまざまな支援や優遇措置を受けられます。
※支援や優遇措置の内容など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトに（商工観光課のページ）

をご覧ください。
とき 4月30日、5月7日、14日、28日の金曜日、午後2時～4時（全4回）
ところ 富田林商工会
定員 20人
申し込み 4月6日(火)、富田林商工会（☎25)1101）、または商工観光課（内線481）へ（申し込み先着順）
※第2回は6月、第3回は8月、第4回は10月の開催を予定しています。
詳しい日程や、申し込みの受け付け開始時期などは決まり次第、広報誌や市ウェブサイトになどお知らせします。

急速充電設備に関する 市火災予防条例の一部を 改正しました

急速充電設備とは、電気自動車などを急速に充電するための設備です。主な改正内容は、次のとおりです。

①規制の対象となる急速充電設備は、全出力が20キロボルト以下を超から200キロボルト以下のものとなりました。

関する基準が強化されました。

③全出力が50キロボルトを超える急速充電設備については、設置の届け出が必要となりました。

詳しくは、市ウェブサイト（予防課のページ）をご覧ください。

お問い合わせ 市消防本部 予防課（☎23）1124

防火管理者の届け出は お済みですか

収容人員が一定人数以上の建物は、防火管理者を選任し、届け出ることが消防法により義務付けられています。

防火管理者を変更する場合も届け出が必要です。また、収容人員は定期的に確認し、必要に応じて防火管

理者を選任し、届け出をしてください。

詳しくは、市ウェブサイト（予防課のページ）をご覧ください。

お問い合わせ 市消防本部 予防課（☎23）1124

お届けします！ 特定健康診査受診券

国民健康保険では、40歳以上の国民健康保険加入者に対して4月下旬に「特定健康診査受診券」を送付します。令和4年3月31日（木）までに受診してください。

受診券の郵送による再交付はできませんので、受診するまで無くさないよう大切に保管してください。

特定健康診査の内容 メタボリックシンドロームに着目した健康診査で、問診、身体計測、腹囲・血圧測定、血液・尿検査、診察など

※同一年度内に受診券を利用できるのは、「国民健康保険総合健康診査（人間ドック）」と「特定健康診査」のどちらか一方です。なお、人間ドックに受診券を利用すると、本人負担額が従来よりも軽減されます。

同診査の対象者など 市国民健康保険加入者のうち、実施年度中（4月1日～翌年3月31日）に40歳～74歳になる人に年1回実施（昭和21年9月～22年3月生まれの人に限り誕生日の前日まで）

総合健康診断（人間ドック） を実施しています

国民健康保険では、加入者の健康保持増進のため、特定健康診査の他に、人間ドックを実施しています。

ところ 済生会富田林病院健診センター、PL病院

対象者 市国民健康保険加入者で、同一年度内に人間ドック、特定健康診査を受診していない人

※同保険料を完納している人に限ります。

費用 有料（市が2分の1負担）
※詳しくは、市ウェブサイト（保険年金課のページ）または特定健康診査受診券に同封のパンフレットをご覧ください。

問い合わせ 保険年金課（内線155）

令和3年度介護保険料仮決定通知書を 発送します

65歳以上の人に4月上旬に令和3年度介護保険料仮決定通知書を発送しますので、納入期限内に、保険料を納付してください。口座振替の申し込みをしている人は指定口座より引き落とします。特別徴収の人は年金から天引きします。

問い合わせ 高齢介護課（内線175、176）

で受診可）。ただし、11月1日以降に同保険に加入した人は除きます。

※詳しくは、受診券に同封のパンフレットをご覧ください。なお、掲載されていない実施指定医療機関で受診した場合、追加項目健診が受けられません。

※資格喪失した場合は受診券の利用ができません。全額自費負担となりますのでご注意ください。資格喪失の届け出の遅れなどで喪失日をさかのぼった場合も同様です。

※同診査の案内のためにコールセンターから電話をする場合があります。

問い合わせ 保険年金課（内線155）

後期高齢者医療 に関するお知らせ

後期高齢者医療保険料 のお知らせと納付方法

■普通徴収の人（年金から 天引きでない場合）

今年7月に、令和3年度の
後期高齢者医療保険料の
決定（本算定）に係る通知
書を送付します。

通知書に基づき、納付書
払いや口座振替などの方法
で納付してください。

※状況により、10月より特
別徴収（年金からの天引き）
に変更となる場合があります。

■特別徴収の人（年金から 天引きの場合）

年金受給額が年額18万円
以上の場合は、原則として
年6回（偶数月）の年金受
給時に、次のとおり年金か
ら保険料が天引きされま
す。

◇4・6・8月分

令和2年度は普通徴収で
納付されており、誕生月に
より今年4・6・8月から
新たに特別徴収となる人に
は、令和2年度の保険料額
をもとに仮徴収額を決定し
ます。それぞれ、事前に通
知書を送付します。

今年2月に保険料を特別
徴収で納付していただき、

4・6・8月の年金受給時
に、2月の納付額と同額を
仮徴収額として特別徴収す
る場合、通知はありません。

なお、年金天引き額が
同じ年の間で変動する場合
は、通知書を送付します。

◇10・12・2月分

令和3年度の後期高齢者
医療保険料が決定（本算定）
され、10月分以降が特別徴
収となる場合、7月に通知
書を送付します。

■特別徴収から口座振替に 変更できます

保険料の納付方法が特別
徴収（年金からの天引き）
の人や、新たに特別徴収に
変更される人は、申し出に
より年金からの天引きを口
座振替での納付に変更でき
ます。

詳しくは、お問い合わせ
ください。

問い合わせ 福祉医療課
（内線158、159）



後期高齢者医療健康診査の受診を

健康診査

4月下旬から5月上旬に被保険者に「健康診査受診券」を送付
します（年度途中で被保険者となる人には、誕生月の翌月に送付
します）。受診券に記載された有効期限内に、指定の医療機関な
どで、健康診査を1回、無料で受診できます。

※事前に、受診する医療機関へ連絡が必要です。

歯科健康診査

4月下旬から5月上旬に被保険者に「歯科医院リスト」を送付
します（年度途中で被保険者となる人には、誕生月の翌月に送付
します）。掲載の歯科医院で、歯科健康診査を1回、無料で受診で
きます。

※いずれも病院または診療所に6カ月以上継続して入院している
人、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、
障がい者支援施設などに入所または入居している人は対象になり
ません。なお、退院・退所したなど変更があった場合は、お問い
合わせください。

問い合わせ 府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06(4790)2031

後期高齢者医療制度人間ドック費用 の一部を助成します

被保険者を対象に、人間ドック受診費用の一部を助成しています（2万6000円を限度に年度
内1回限り）。

申し込み 令和4年3月31日(木)までに、受診した人間ドックの領収書、検査結果通知書など受
診した検査項目が分かるもの、被保険者証、助
成金を振り込むための口座番号が確認できるものを持って、福祉医療課（内線158、159）へ
※支給は後日となります。

※人間ドックの領収書は、申請まで大切に保管
してください。

※脳ドックなどのオプション検査費用は助成対
象になりません。

問い合わせ 府後期高齢者医療広域連合給付課
☎06(4790)2031

令和3年度分

住民活動災害保障保険の加入申請を受け付け

住民活動災害保障保険は、住民団体が日帰りで実施する無報酬のボランティア活動や地域での社会奉仕活動（清掃活動、防火・防災活動、防犯活動、社会福祉活動など）中の事故・災害に対し、責任者の賠償責任や参加者のけがによる入院・通院などの費用を市で補填することによって、住民活動の促進を目的としています。保険には、市が一括加入し、保険料も市で負担します。令和3年度分の加入申請を次のとおり受け付けます。

保険期間 6月1日(火)～令和4年6月1日(水)

加入できる団体 活動拠点が市内にあり、市内に居住している5人以上で構成する団体（指導者および育成

者は市外在住でも可）
保険の内容

《賠償責任保険》

- ・対人賠償限度額Ⅱ被害者1人につき2000万円、1事故につき1億円
- ・対物賠償限度額Ⅱ1事故につき500万円

※いずれも免責1万円。

《傷害保険》

- ・死亡Ⅱ200万円
- ・後遺障害Ⅱ6万～200万円
- ・入院Ⅱ1日1500円
- ・通院Ⅱ1日1000円

※入院、通院は事故日より対象です。入院保険金は180日間、通院保険金は180日間以内で通院日数90日間が限度です。

※自らの娯楽などを目的としたスポーツや文化・親睦活動などは対象となりません。

申し込み 4月15日(木)までに、申請用紙に必要事項を記入し、昨年度の活動実績（活動回数と活動人数をまとめた資料）と今年度の活動予定を添えて、人権・市民協働課または各団体の関係する部署へ（初めて加入申請される団体は、会員名簿を併せて提出してください）

※申請用紙は、同課で配布（市ウェブサイトでダウンロードもできます）。

問い合わせ 人権・市民協働課（内線473）

狂犬病予防注射を受けましょう

今年度の狂犬病予防注射と飼い犬登録を左表の日程で実施します。

※なお、雨天の場合や新型コロナウイルス感染症の状況

況によっては、中止になる場合がありますので、お問い合わせください（小雨決行。中止が決定した場合、その後天候が回復しても、

4月	とき	ところ (会場)	4月	とき	ところ (会場)
5日(月)	13:30～14:00	喜志会館前	12日(月)	13:30～13:50	東公民館(駐車場)
	14:20～14:50	桜井町新会館前		14:10～14:40	中央公民館・図書館(旧170号線側駐車場)
6日(火)	13:30～14:00	新堂小学校前	13日(火)	15:00～15:50	金剛公民館・図書館(南側駐車場)
	14:20～15:00	川西小学校前		13:30～13:50	J A大阪南旧彼方支店前
7日(水)	13:30～14:30	梅の里6号公園	14日(水)	14:10～14:30	中佐備児童遊園前
	14:50～15:40	富田林保健所前		14:50～15:10	J A大阪南旧西板持支店前
8日(木)	13:30～13:50	尼池児童遊園(須賀老人いこいの家前)	17日(土)	13:30～13:50	金剛伏山台3号公園
	14:10～14:30	錦郡幼稚園前		14:10～15:00	藤沢台2号緑地
9日(金)	13:30～14:00	J A大阪南大伴支店前	11日(日)	13:30～15:00	市役所中庭駐車場
	14:20～14:40	東板持集会所前			

飼い犬等不妊手術費の助成を9月30日(木)で終了します

本市では、市民を対象に、飼い犬などの不妊手術費用の一部を助成する飼い犬等不妊手術費の助成を実施してきましたが、9月30日をもって助成を終了します。なお、令和3年度の助成を受ける場合は、9月30日までに申請が必要です。

問い合わせ 環境衛生課（内線139）

その日は中止となります。※体調などに不安がある場合や治療・投薬中の場合は、かかりつけの動物病院での接種をおすすめします。

費用 1匹につき

- ・登録手数料3000円（生涯1回）
- ・注射手数料3300円（狂犬病予防注射2750円、注射済票550円）

※犬が暴れると注射できませんので、会場には犬をおとなしくできる人が連れてきてください。

問い合わせ 環境衛生課（内線139、171）

文化事業を助成します

文化振興基金の収益金を運用して、市の文化振興を図るために実施する文化事業に助成金を交付します。

助成額は、飲食費などを除く対象経費の2分の1以内で上限20万円です。

次のいずれかに該当する事業で、令和4年3月31日(休)までに実施し、確認書類を提出できる事業が対象となります。

■ 団体結成後の節目(10周年など)に文化の振興に著しく寄与する事業

市長と語ろう！わがまち富田林

さまざまな活動をされている皆さんの声を、今後のまちづくりにつなげます。

市政に関する建設的な意見や提案、アイデアなどを市長に直接お聴かせください。

とき 5月28日(金)、午後6時～、午後7時～(1組当たり30分)

ところ 市役所

対象者 市内在住・在勤・在学の人を含む団体またはグループ

定員 2組(各組、最大5人まで)

申し込み 4月26日(月)(土・日曜日を除く午前9時～午後5時30分)までに、市役所1階都市魅力課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、同課(内線184)へ(申し込み多数の場合抽選)

※申込書は市ウェブサイト(市長の部屋のページ)からダウンロードもできます。



■ 団体が文化の振興のために、特に意義がある事業

■ 市または市教育委員会と市内文化団体が協働して文化の振興に寄与する事業

申し込み 4月30日(金)までに、申請書に必要事項を記入し、Topic(きらめき創造館)1階生涯学習課(☎26)8056へ

※申請書は、同課で配布(市ウェブサイト(生涯学習課のページ)からダウンロードもできます)。

市民体験農園 利用者を募集

● 平町農園(喜志地区)

ところ 平町二丁目

利用料 年額3500円

(1区画15平方メートル)

問い合わせ 奥本 房子さん(☎26)1063

● 喜志新家町農園

ところ 喜志新家町二丁目

利用料 年額3500円

(1区画15平方メートル)

問い合わせ 山崎 レイコさん(☎072)754

● 宮甲田農園

ところ 甲田六丁目

利用料 年額3500円

(1区画15平方メートル)

問い合わせ 森元 多鶴子さん(☎24)2777

● 寺池台農園

ところ 寺池台三丁目

利用料 年額4500円

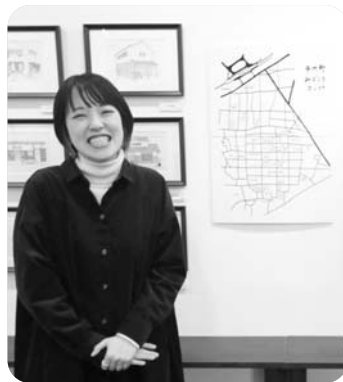
(1区画15平方メートル)

問い合わせ 中尾 行宏さん(☎29)5359

Pick up!



2月、災害ボランティア「スクラム」が、駅前などでマスクを配布しながら着用の重要性を呼び掛けました。



3月6日～14日、市制施行70周年記念協賛事業として、富田林寺内町がモチーフのイラスト展が開催されました。



3月9日～11日、市役所に東京2020オリンピック聖火リレートーチが飾られました。



3月8日～14日、エコー・ロゼで、東日本大震災から10年を機にパネル展を開催しました。